

基本問題小委員会における意見の概要

(注) 本資料は、3月17日及び4月4日の基本枠組及び課税問題ワーキング・グループ並びに4月14日及び4月21日の基本問題小委員会（両ワーキング・グループとの合同会合）における意見の概要を、今回の検討の便宜のため、掲載したものです。

なお、小委員会としての意見を集約したという性格のものではありません。

○ 個人所得課税

(個人所得課税の基本的な考え方)

- ・ 少子・高齢化、雇用形態の多様化、女性の社会進出、金融取引の多様化、複雑化等、社会経済情勢の変化を踏まえて、個人所得課税全般にわたって抜本的に見直す必要があるのではないか。
- ・ 歳入調達、所得再分配など重要な機能を有する個人所得課税の基幹税としての役割は今後も維持すべきであり、そのような視点から個人所得課税を見直す必要があるのではないか。
- ・ 最近の所得分布状況等に鑑みれば、税体系における個人所得課税の所得再分配機能は重要ではないか。
- ・ 個人所得課税の負担水準は、累次の税制改革、景気対策としての減税を経て主要国では最も低い水準となっており、今後、個人所得課税の基幹税としての役割や厳しい財政状況等を勘案すると、減税は既に限界に達しているのではないか。

(個人所得課税の基本的な仕組み)

- ・ 税率構造については、これまでに主要国と遜色のない累進緩和が行われてきているのではないか。今後、これを考える際には、社会経済情勢、所得分布の状況や、平等感、勤労・事業意欲等をも総合的に勘案すべきではないか。
- ・ 稼得した所得に応じて広く公平に税を負担するとの見地から、課税最低限のあり方について見直す必要があるのではないか。
- ・ 課税最低限については、個人所得課税の負担を求める際の最低所得水準であり、具体的には各種の控除の控除額の積重ねの結果決まるので、各種の控除のあり方、

税体系における個人所得課税の位置付け等、幅広い観点から総合的に検討していく必要があるのではないか。

- ・ 課税単位については、世界的な流れや婚姻に対する中立性等の観点から世帯単位に比べ個人単位が適切ではないか。なお、配偶者や扶養親族への配慮に関しては、それぞれの控除のあり方について検討する必要があるのではないか。

(所得計算の基本的な枠組み)

- ・ 所得税制の課税ベースである「所得」については、広く公平に税を負担する観点から、可能な限り包括的に捉えるとの考え方が基本ではないか。非課税所得や控除など課税の対象外となっている所得が様々な存在する現状について、制度の趣旨を踏まえながら、社会経済情勢の変化等を考慮し、そのあり方等について見直しを行っていくべきではないか。
- ・ 雇用形態の変化、年功序列型賃金、終身雇用制度といった雇用体系の変化、従来の「会社人間」ともいわれるような企業依存体質からの変化を踏まえ、フリンジベネフィットに対する課税のあり方等について検討すべきではないか。
- ・ 個人所得課税では、利子や土地譲渡益等について、所得の性質や所得把握体制の現状等を勘案して実質的公平を確保する等の観点からの方策として分離課税制度が採られているが、基本的には、包括的所得税の理念を踏まえ、総合課税を原則として考えるべきではないか。

(控除等)

- ・ 人的控除には多数の控除や加算措置が設けられており、複雑な制度となっているが、税制できめ細かな配慮をするにも自ずと限界があり、簡素化・集約化していくことが必要ではないか。
- ・ 配偶者控除、配偶者特別控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会等を踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格やあり方の見直しが必要ではないか。
- ・ 配偶者控除等は現実には多数の世帯に適用され、定着していることから、見直しには慎重であるべきではないか。

- ・ 扶養控除については、特定扶養控除や老人扶養控除のように年齢等によって異なる控除額が設けられ、複雑な体系になっているため、制度の趣旨も踏まえながら、簡素化等の観点からそのあり方を見直すべきではないか。
- ・ 扶養控除のあり方を考える際には、家族構成に応じた税負担の調整機能や、基礎控除や配偶者控除といった他の基礎的人的控除とのバランスにも配慮すべきではないか。
- ・ 特別な人的控除については、社会経済情勢の変化等によって制度創設時と事情が異なってきていること等から、その見直しが必要ではないか。
- ・ 租税特別措置等については、公平・中立等の観点から抜本的に見直す必要があるのではないか。

(各種の所得)

- ・ 給与所得控除の水準は、平均で収入の3割程度と諸外国と比較しても手厚いものとなっているが、給与所得控除のあり方については、その性格づけに関し、勤務費用の概算控除としての側面に留意しながら検討すべきではないか。
- ・ 近年、雇用形態の多様化・流動化、終身雇用制や年功序列賃金制度等の雇用体系の変化の中で、中途採用や能力給・年俸制度が拡大しつつあること等を踏まえ、給与所得控除のあり方を見直すべきではないか。
- ・ 雇用形態の多様化・流動化の下で、退職金を支給する代りに給与を増額する動きが見られるなど、退職金のあり方の変化を踏まえ、退職所得課税についても見直しが必要ではないか。
- ・ 給与と事業等、各種の所得の間の不均衡感、いわゆるクロヨンについての指摘などがあることにも留意すべきではないか。

(年金税制)

- ・ 公的年金等に対する税制に関しては、少子・高齢化の進展等の下で、高齢者といっても所得・資産などの生活実態は多様であることを勘案しながら、公平・中立・簡素の観点から、年金の拠出・運用・給付を通じた税制のあり方について適正化を図ることが必要ではないか。

- ・ 年金に対する課税を考える際には、公的年金と私的年金との役割の違いや、貯蓄課税との関係等にも留意すべきでないか。

(金融税制)

- ・ 金融税制については、ストック化、金融商品の複雑化・多様化、金融の国際化、電子化の影響といった、金融取引・市場の変化等を勘案しながら、適正な課税のあり方を考える必要があるのではないか。
- ・ 利子、配当、株式譲渡益など各種の金融資産からの所得に対する課税方式を考えるに際しては、それぞれの所得の性質、必要経費などの計算方法、資産の保有階層の実態等に留意する必要があるのではないか。
- ・ 株式譲渡益課税の適正化に伴う申告分離課税への一本化については、所得計算や申告手続等について投資家に不安等がみられるので、制度の円滑な移行に向けて、政府は適切な広報を行うべきではないか。
- ・ 生損保控除、非課税貯蓄、長期課税繰延べ商品については、そのあり方の見直しが必要ではないか。
- ・ 金融取引の複雑化、多様化に関連して、様々な金融商品を利用した租税回避行為が巧妙になっており、ますます実態把握が困難になっていることを踏まえ、税制としても適切な対応を検討すべきではないか。

(土地譲渡益課税等)

- ・ 土地譲渡益課税については、各種の特別控除や軽減税率により、課税ベースが狭められ、かつ、制度が複雑になっているのではないか。
- ・ 土地譲渡益課税のあり方については、その価値が主として外部的要因により増加するという土地の資産としての特性や、給与、事業などの他の所得の税負担との公平等に留意しながら考えるべきではないか。

(納税を支える制度)

- ・ 納税者の税に対する信頼を確保するためには、常に適正・公平な執行を確保していくという行政庁側の観点とともに、納税者の立場から見たタックス・コンプライアンスの観点を踏まえて、公正・簡素な納税過程を確立していくことが必要

ではないか。

- ・ 年末調整については、申告によって納税者自らが税額の確定を行うことは納税過程を通じて社会の構成員としての自覚を高めることとなるのではないか。他方、年末調整は、納税者の納税手続を簡便化し、納税に係る社会全体の費用をできる限り最小化する仕組みとして評価できるのではないか。
- ・ 取引の電子化・国際化等を踏まえ、タックス・コンプライアンスの向上のためには、法定資料制度の充実等が必要ではないか。

(納税者番号制度)

- ・ 納税者番号制度については、従来、主として総合課税との関連において議論がされてきたが、番号利用の一般化、国際的な資金移動の高まり、マネー・ローンダリングへの取組み、電子商取引の進展などを踏まえ、所得捕捉等を通じて税制の信頼を高め、タックス・コンプライアンスの向上を図っていくとの観点などから、国民の受け止め方を把握しつつ、検討を進めていくべきではないか。
- ・ 納税者番号制度については、資料情報制度など納税環境の整備に関わる様々な制度のあり方とあわせ、議論を深めていくべきではないか。
- ・ 納税者番号制度を導入した場合においても、例えば、事業者の売上げや仕入れに関するすべての取引を把握することは困難であることに留意して検討すべきではないか。
- ・ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が昨年成立し、住民票コードという番号を用いた住民基本台帳ネットワークシステムが今後3年以内に導入される予定である。
今後、基礎年金番号とともに住民票コードという国民を広くカバーする一連の番号の整備状況等も踏まえつつ、納税者番号として必要とされる付番のあり方等についてさらに、具体的に検討を行っていく必要があるのではないか。
- ・ 納税者番号制度に関して従来から指摘されてきた、民間及び行政の費用と効果やプライバシーの保護等の問題等については、資料情報制度等との関係を含め、具体的な検討を進めていくべきではないか。

(個人住民税関係)

- ・ 課税最低限や控除などの個人住民税のあり方については、分権時代の住民に対する税として、地域社会の費用についてできるだけ多くの住民が負担を分かち合うという所得税とは異なる独自の性格を踏まえ、検討すべきではないか。
- ・ 地方税財源の充実確保については、地方分権推進計画において、「国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る」こととされており、経済情勢の推移や国・地方の財政状況等を踏まえつつ、総合的に検討していく必要があるのではないか。
- ・ 個人住民税は、受益と負担の対応関係が明確であり、その充実確保は、地方の自己決定権や自己責任を拡充するとともに、地方行政の効率的な推進につながるのではないか。
- ・ 生命保険料控除等の政策的な控除については極力整理すべきではないか。
- ・ 割引債の償還差益等個人住民税が非課税となっているものについては、その適正化を図るべきではないか。
- ・ 均等割の負担水準はかつてに比べ相当低下しているので、その果たすべき役割にかんがみ、過大な負担とならないよう配慮しつつ、負担水準の見直しが必要ではないか。
- ・ 市町村民税の均等割の人口規模に応じた税率格差については縮小が図られてきているが、市町村間のサービスの均質化が進んでおり、さらにそのあり方を見直すべきではないか。
- ・ 均等割の生計同一の妻に対する非課税措置については、妻も行政から受益しており、また、一定の所得を稼得する妻は税負担能力を有するため、そのあり方を見直すべきでないか。